

新うどん県泊まってかがわ割 ご利用マニュアル

令和4年（2022年）**10月11日宿泊以降**の旅行分より適用

《クーポン取扱店舗向け》



新うどん県泊まってかがわ割事務局 クーポンチーム

〒760-0017香川県高松市番町1丁目6-6
甲南アセット番町ビル5階 501

TEL:087-821-0062

FAX:087-851-2722

事務局営業時間：月曜～金曜、10時～17時
（土・日・祝 休業）

メールアドレス：kagawa-wari.cp@37.tripwari.jp

公式HP：<https://www.new-kagawa-wari.com>

更新履歴

Ver	更新日	更新内容
Ver.1	2022/10/07	新規作成
Ver.2	2022/10/19	「ワクチン3回」➡「ワクチン3回以上」に変更
Ver.3	2022/11/04	「全国旅行割」を「全国旅行支援」に変更
Ver.4	2022/11/28	全国旅行支援の延長に伴い、実施期間の記載を変更 「令和4年10月11日(火)から令和4年12月20日(火)宿泊【12/21チェックアウト分まで」 ➡「令和4年10月11日(火)から令和4年12月27日(火)宿泊【12/28チェックアウト分】まで」

1. はじめに ～全国旅行支援「新うどん県泊まっかがわ割」の実施にあたって～

本事業における商品の販売及び補助金の申請については、全国旅行支援「新うどん県泊まっかがわ割」申請書類および本書を確認の上、間違いのない取り扱いをお願い致します。あわせて誓約書に記載のある事項につきましても遵守願います。なお、本書に記載のない事項につきましては、その都度、事務局までお問い合わせください。

国は、地域観光をより一層強力に支援するため、地域観光事業支援における需要創出支援として、全国を対象とした観光需要喚起策（「全国旅行支援」という。）を実施することとしました。

需要創出支援とは、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)（以下「感染症」という。）拡大の影響により旅行需要が落ち込んでいる中、地域的な感染の拡がりを抑制しつつ、都道府県において、感染症の影響に考慮した「新たな旅のスタイル」への対応や、地域の観光資源の魅力の再発見など、将来的な訪日外国人旅行者の誘致に寄与するために、都道府県が実施する旅行商品や宿泊サービスに対する補助及び旅行期間中に使用可能なクーポン券等の付与のために必要な費用を支援する事業です。

全国旅行支援下での「新うどん県泊まっかがわ割」は、香川県のルールに則った取組をお願いします。

ルールを逸脱した場合、補助金のお支払いができませんのでご注意ください。また、不正が発覚した場合には過去に遡って補助金を返金していただきます。

- 【本事業への参加条件】**
- ・対象事業者指定申請（事前登録）を行い、事務局の審査により認可されること。
 - ・香川県及び事務局が決める補助金の交付決定額に同意すること。
 - ・旅行実績に応じて、月ごとに補助支援金を受領することに同意すること。
 - ・香川県および事務局が指定する内容で、実績報告を行うこと。
 - ・香川県および事務局が示すスケジュールに沿った取組を行うこと。
 - ・本マニュアルに示す事業内容等に同意すること。

※本マニュアルは、速やかな事業実施を行うため、変更する場合があります。
最新版のマニュアル等については、随時、事務局ホームページをご確認ください。

■ 目次	
1. はじめに	2
2. 全国旅行支援「新うどん県泊まっかがわ割」について	3
3. 新かがわ割クーポン取扱店舗の登録から精算まで	4
3. 新かがわ割クーポン取扱店舗の登録から精算まで ①取扱店舗登録について	5
3. 新かがわ割クーポン取扱店舗の登録から精算まで ②事前配布物（スターターキット）の受取.....	6
3. 新かがわ割クーポン取扱店舗の登録から精算まで ③ポスター掲示等の事前準備	6
3. 新かがわ割クーポン取扱店舗の登録から精算まで ④-1 新かがわ割クーポン取扱いについて	7
3. 新かがわ割クーポン取扱店舗の登録から精算まで ④-2 新かがわ割クーポンの注意点	8-10
3. 新かがわ割クーポン取扱店舗の登録から精算まで ④-3 換金請求について	11
3. 新かがわ割クーポン取扱店舗の登録から精算まで ④-4 換金請求について【締め日】	12
4. Q&A	13-14

2. 全国旅行支援「新うどん県泊まってかがわ割」について

1. 実施概要

日本国内に居住する方（国籍は問いません）を対象に、旅行・宿泊代金の最大40%補助（上限5,000円/人泊【交通付宿泊旅行の場合上限8,000円/人泊】、日帰り旅行の場合は上限5,000円/人）と土産物店、飲食店、観光施設等で利用できる「地域限定クーポン（以下、かがわ割クーポン）」を**平日3,000円・休日1,000円**分配布する全国を対象とした全国旅行支援です。

（1）旅行商品・宿泊代金の補助

① 参画旅行業者が販売する県内旅行商品代金（日帰り旅行商品含む）

② 県内の宿泊事業者が販売する宿泊代金（直接販売・OTA販売等）

※いずれも1人泊当たり商品代金の40%（上限5,000円/人泊）を上限に補助を行う

（2）新かがわ割クーポン

旅行期間中に県内の土産物店、飲食店、観光施設等で利用可能なクーポンを1人泊当たり平日3,000円、休日1,000円分を「宿泊商品」については全て宿泊施設を通じてチェックインの際に旅行者に配布

※ただし、1人当たりの旅行代金（宿泊代金）平日 5,000円以上／休日 2,000円以上とし、それ未満の金額の旅行商品はクーポン配布の対象外となります。

2. 補助対象者と実施期間

◎対象者；日本国内に居住する旅行者（国籍は問いません）

◎実施期間；令和4年10月11日(火)から令和4年12月27日(火)宿泊【12/28チェックアウト分】まで

※**新型コロナウイルスの感染状況等によって、上記期日及び地域は変更となる場合があります。**

3. 遵守事項

① 各業界団体が定める、新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン等を遵守する施設を利用するなど、旅行プランの内容に応じて、新型コロナウイルス感染症対策に適切な対応をとること。

② 旅行者が対象商品を利用するに際しては、旅行者のワクチン接種歴3回以上またはPCR検査等の陰性結果の確認、並びに本人確認を必ず行うこと。

4. 対象事業者

（1）旅行・宿泊代金補助

旅行・宿泊補助金は、以下①、②の事業者のうち、本事業に参画する事業者に交付します。参画承認後、参画事業者に配分額を通知し、その配分額の範囲内で実績報告に基づき交付します。

① 全国旅行支援統一窓口にて本事業への参画申込みを行い、承認された者（旅行事業者【旅行会社】）

② 香川県及び事務局に参画申し込みを行い、承認された県内の宿泊事業者

ア 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項により香川県知事または高松市長の許可を受けた宿泊施設

イ 住宅宿泊事業法（平成29年法律第6号）第3条第1項により、香川県知事または高松市長に住宅宿泊事業を営む旨の届出をした者

※上記のア、イのうち、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る施設を除くもので、本事業への参画申込みを行い、承認された者

（2）新かがわ割クーポン

● 宿泊旅行に関しては全て（宿泊事業者の直接手配、OTAを含む旅行会社から予約された）の旅行者に対して参画宿泊施設を通じてチェックインの際に配布します。

● 日帰り旅行に関しては予約した旅行事業者から配布します。（香川県への日帰り旅行プランに参画登録した旅行事業者のみ）

※クーポンの精算については、利用された取扱店舗が事務局に郵送し、換金する流れとなります。

5. 本事業における旅行者の本人確認方法

宿泊施設、旅行会社等において、ワクチン接種歴3回以上またはPCR検査等の陰性結果確認において、運転免許証等の本人確認書類の提示により、旅行者本人であることを確認するようにしてください。

また、代表者又は同行者のワクチン接種歴3回以上またはPCR検査等の陰性結果の確認ができなかった場合には、その者は本事業の補助金の対象外として取り扱ってください。

旅行出発（宿泊）前にワクチン接種歴3回以上またはPCR検査等の陰性結果の確認が取れない場合は、宿泊施設にチェックインの際、必ず旅行者全員のワクチン接種歴3回以上またはPCR検査等の陰性結果ならびに本人確認をお願いします。

3. 新かがわ割クーポン取扱店舗の登録から精算まで

① 取扱店舗登録について（P5参照）

- オンラインでも郵便でも随時登録受け付けております！
- 全国拡大前から「新うどん県泊まってかがわ割」に参画いただいていた事業者さんは、新規に申請・登録していただく必要はございません。事務局から継続参画の意思確認をさせていただきます。不明な点がございましたら事務局までご連絡下さい。



② 事前配布物（スターターキット）の受取（P6参照）

- スターターキット：マニュアル・ポスター・ステッカー等



③ ポスター掲示等の事前準備（P6参照）

- 業種別感染症対策ガイドラインの遵守を宣言するポスターを掲示してください。
- 店頭等に掲示したポスターの写真を事務局へメールにて提出してください。



④ 新かがわ割クーポン取扱いについて（P7～10参照）

- 「発行店舗印」があるか、「有効期間内」かご確認ください！
※「発行店舗印」「有効期間内」が未記入または内容に不備があるものは使用できません。使用してしまった場合は補助金の支払いができませんのでご注意ください。



⑤ 受け取ったクーポン券の換金請求（P11～12参照）

- 締め（請求）日は月1回。
- 受け取ったクーポン券と必要書類をお送りください。



⑥ 事務局より登録口座へ振込

3. 新かがわ割クーポン取扱店舗の登録から精算まで

① 取扱店舗登録について

1. 参画の条件

- 1) 新うどん県泊まってかがわ割事務局より参画承認を受けた施設であること
- 2) 業種別に定められている感染症対策ガイドラインを遵守すること

2. 申請期間

※申請は随時受け付けておりますが、申請からクーポン取扱開始まで14日程度かかる場合がございます。登録完了後、取扱店舗用マニュアル、換金請求書、販売用ツール（ポスター、ステッカー等）など一式を配送させていただきます。

3. 登録申請方法

・申請に必要な書類に必要な事項を入力または、記入し以下のいずれかの方法で申請

1) 公式ホームページでオンライン申請

<https://www.new-kagawa-wari.com>（エントリーフォームに入力し申請手続）

2) 郵送で申請

公式ホームページ（上記）より申請書類一式をダウンロードの上、下記住所まで郵送
〒760-0017 香川県高松市番町1丁目6-6 甲南アセット番町ビル5階501
「新うどん県泊まってかがわ割事務局」宛

※郵送による申請を希望するにあたって、申請書類一式が必要な場合には新うどん県泊まってかがわ割事務局までご連絡ください。

4. 申請に必要な書類（郵送にて申請する場合のみ）

- 1) 参画申込書兼同意書（様式第1号）
- 2) 情報登録申請書（様式第2号）
- 3) 口座振替依頼書
- 4) 口座番号が確認できる書類のコピー（通帳・キャッシュカード等の写し）

※公式ホームページでオンライン申請する場合には、申請様式のダウンロードは不要です。

3. 新かがわ割クーポン取扱店舗の登録から精算まで

- ②事前配布物（スターターキット）の受取
- ③ポスター掲示等の事前準備

■登録申請内容に不備がなければ、事務局より**取扱店舗登録証**をメールにて送信、スターターキットを**郵送にて送付**させていただきます。（申請後14日以内を目安）到着後、ポスター・ステッカーを店頭に掲示後「新かがわ割クーポン」取扱い開始となります。

スターターキット（同封物一覧）



- 1) ポスター① (A3サイズ)
- 2) ポスター② (A4サイズ)
- 3) ステッカー (A5サイズ)
- 4) 回収クーポン券・換金請求の専用封筒（角3封筒）
※各請求月分の枚数＋予備1枚
- 5) 換金請求書（様式第5号 A4）
※各月請求分の枚数＋予備1枚
※公式ホームページからもダウンロード可能
- 6) 新うどん県泊まってかがわ割クーポン取扱店舗マニュアル1冊
- 7) 新かがわ割クーポン（見本）1枚

※ポスターに必要事項を記入しステッカーとともに店頭の入口など見えやすい場所へ掲示してください。
（参考）業種ごとの感染拡大予防ガイドライン一覧
<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf?20210614>

★**掲示したポスター・ステッカーの写真を事務局までメールにて送信ください。**
事務局メールアドレス： kagawa-wari.cp@37.tripwari.jp

3. 新かがわ割クーポン取扱店舗の登録から精算まで

④-1 新かがわ割クーポン取扱いについて

受取フロー

①お会計（支払い額の提示）

②お客様から新かがわ割クーポン使用の意思表示

- ・商品・サービスが利用対象か確認
- ・お客様への請求金額が、クーポン券面額に満たない場合、おつりは出せないことをご案内
- ・利用した商品・サービスの返金は不可とご案内

※クーポンが利用できない商品等（食事施設においては昼食時間等でクーポン対応ができない時間帯など）がある場合は予め店舗の見えやすい場所にご案内を出しておいてください。

③新かがわ割クーポンを受け取り下記を確認（表裏）

- ・クーポン券表面に有効期間や発行店舗印があるか確認
有効期間切れや対象外期間、記載がない場合 → **利用不可**
- ・クーポン券裏面に既に他取扱店舗名の押印や記入済みでないか確認
押印・記入済みの場合 → 二次利用の可能性あり、**利用不可**（裏面）
- ・クーポン券が偽造等されたものでないかを確認

④受け取ったクーポン券裏面に利用日と取扱店舗印を記入

- ・2次利用を防ぐ為直ちに裏面に利用日及び取扱店舗印を押印または記入

※裏面に利用日・取扱店舗印がないと換金不可となります。

⑤ミシン目に沿ってクーポン券を切り離して保管

本券



月毎に事務局へ郵送し精算

7



半券

入金確認まで大切に保管してください

3. 新かがわ割クーポン取扱店舗の登録から精算まで

④-2 新かがわ割クーポンの注意点

(1) 注意点

全国旅行支援が開始される10/11（火）以降、制度（事業）が変更になります。クーポン自体は今までと同じものを使用しますが、有効期限のうち、開始日（左枠）が10/10（月）までまでのクーポンの換金請求は事務局が定める期日までをお願いします。期日を過ぎますと、制度（事業）予算が変わるためお支払いできなくなりますのでご注意ください。

(2) 発行形態・券種・有効期間

【表面】

偽造防止用ニス印刷（隠し文字）

偽造防止効果ホログラム箔加工

発行店舗記入欄

新うどんホテル

※押印または記入がないものは無効

有効期限

2022年●月●日 ~ 2022年▲月▲日

発行事業者印があるか確認

有効期限内であるか確認

CHECK!!

見本

NO.000001

（取扱店舗控）

¥1,000

感染対策をしっかりとって楽しい旅行を！

切取無効

【裏面】

《半券》

取扱店舗様にて清算終了まで保管してください

《本券》

事務局に郵送して下さい。

利用日

2022年▲月▲日

新かがわ割クーポン ご使用に関してのご注意

- 有効期限内に限り利用できます。
- 有効期限の記載がないものは、利用できません。
- 第三者への売買・贈渡・現金との交換は禁止します。
- クーポンの拡張しや交換、再発行は致しません。
- 券面額以下の金額で利用はできません。
- 旅行を取消した場合、必ずクーポンを返却してください。
- 発行店舗の押印または記入がないクーポンは使用できません。
- 受取店舗記入欄に押印記入済みのものは利用できません。
- 本県及び全国の新型コロナウイルス感染状況や災害発生等により、直ちに利用を停止する場合があります。
- クーポンの不正利用の疑いがある場合、事務局はその内容を調査し、不正が認められた時には、その原因者に損害金を請求することがあります。
- 取扱店舗の詳細については、特設ホームページをご確認ください。
- 下記 QR コードから確認できます。

受取り時に利用日を記入してください。

※ボールペンで記入またはデット印でも可能です。訂正をする場合には訂正印が必要です。

受取り時に取扱店舗店舗名を記入または店舗印を押印してください。

必ず半券を切り離してから「本券を事務局へ郵送し」、「半券は取扱店舗にて清算が終了するまで保管してください」。

かかわ割 商店

受取時に既に、他の取扱店舗の押印または記入が無いか（2次利用）確認して下さい。

利用日 ▲ 月 ▲ 日

取扱店舗へ使用済みクーポンを返却する

受付時間：平日 10:00～17:00
休業：土日祝・年末年始（12/29～1/3）

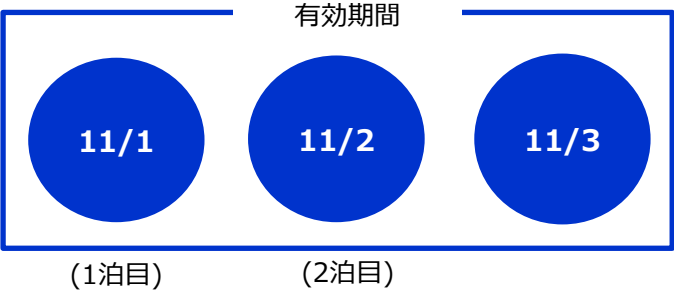
3. 新かがわ割クーポン取扱店舗の登録から精算まで

(3) 利用有効期間・その他注意事項

1. 利用有効期間

- 宿泊旅行の場合：宿泊日及びその翌日（チェックインからチェックアウトの日まで）
- 日帰り旅行の場合：旅行の当日のみ

(例) 11月1日から2泊3日宿泊旅行の場合



(例) 11月1日の日帰り旅行の場合



2. 注意事項（クーポン券取扱い※重要）

- (1) クーポン券は、取扱店舗での商品の販売又はサービス提供などの取引において利用可能とする。
- (2) クーポン券の有効期間は、旅行商品等における宿泊日及びその翌日(日帰り旅行商品の場合は旅行催行日)とし、有効期間内に限り利用できるものとする。
- (3) 有効期間の記載が無いクーポン券は、利用及び受取不可。
- (4) クーポン券による支払いで不足する分は、現金等で収受する。
- (5) クーポン券に記載の金額以下の利用の場合は、釣銭は渡さない。
- (6) クーポン券を利用して購入した商品またはサービスの返金は不可とする。
- (7) クーポン券の盗難、紛失、滅失又は偽造、変造、模造等に対して、県及び事務局は責任を負わない。
- (8) クーポン券の払い戻しや交換、再発行は不可とする。
- (9) 第三者への販売、譲渡、現金との交換は禁止する。
- (10) 取扱店舗は、利用されたクーポン券の所定の位置（裏面）に、利用日及び店舗名を記入する事。
- (11) 他の取扱店舗の押印又は記入済みのクーポン券は利用不可とする。
- (12) 県及び全国の感染症の拡大状況や災害発生等により、クーポン券の利用を停止することがある。

3. 新かがわ割クーポン取扱店舗の登録から精算まで

(4) 利用対象にならない商品・サービス

区分	事例
行政機関等への支払い	○所得税、住民税、固定資産税、自動車税等の公租公課 ○社会保険料(医療保険、年金保険、介護保険、雇用保険、労災保険等) ○宝くじ(当せん金付証票法(昭和 23 年法律第 144 号)に基づくもの)12、 スポーツ振興くじ(スポーツ振興投票の実施等に関する法律(平成 10 年法律 第 63 号)に基づくもの)13 ○その他(自治体指定のゴミ袋、公営競技(競馬、競輪、競艇、オートレース)等) ※ただし、行政機関が運営する運送サービスの料金や博物館・美術館の入館料 等、行政機関が運営する現業の対価は対象
日常生活における継続的な支払い	○電気・ガス・水道・電話料金等 ○NHK放送受信料 ○不動産賃料 ○駐車場の月極・定期利用料 ※コインパーキング等の一時利用に係る料金は対象 ○保険料(生命保険、火災保険、自動車保険等)
換金性の高いものの購入	○金券(ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、旅行券、切手、収入印紙、店舗 が独自に発行する商品券等) ○プリペイドカードの購入、電子マネーへのチャージ等 ○金融商品(預貯金・振込、株式、投資信託、社債、公債等)
その他	○新かがわ割クーポンの利用エリア内でサービスが完結しないもの(旅行者が利用 エリア外に出なければ可(宅配等の配送サービスは対象)) ○事業活動に伴って使用する原材料、機器類又は商品等 ○授業料、入学検定料、入学金等 ※アクティビティのガイド料等は対象 ○宿泊代金又は宿泊を伴う旅行商品の代金 ○既存の債務の弁済 ○各種サービスのキャンセル料 ○電子商取引 ○無償譲渡、寄付、献金、寄進及びこれに準ずるもの ○公序良俗に反するもの ○社会通念上不相当とされるもの ○その他各取扱店舗が指定するもの

3. 新かがわ割クーポン取扱店舗の登録から精算まで

④-3 換金請求について

送付前に必ずご確認ください

※クーポンの本券と半券を切り離しているか（半券は、清算終了まで取扱店舗にて保管）

※本券裏面に利用日、取扱事業者名（店舗名）を押印又は記入しているか

※換金請求書に書いた枚数と利用済みクーポンの枚数が合致しているか

1）換金請求書の必要事項を記入

- スターターキットに同封、公式ホームページからもダウンロード可能
- 登録番号は、取扱店舗登録証に記載

2）利用済みクーポン券の本券輪ゴム等で束ねる

- クーポン券は、必ず本券と半券は切り離す
※半券は、入金まで取扱店舗様にて大切に保管してください。

3）専用封筒にて事務局へ送付

- スターターキットに同封
- ※専用封筒を紛失された場合は、恐れ入りますが送料を負担いただき配達確認が出来る方法にて下記住所まで送付をお願いします。（事務局までその旨ご連絡ください）
- ※枚数が多く専用封筒に利用済みクーポン券が入り切らない場合は、配達確認が出来る方法の着払いにて下記住所まで送付ください。（事務局までその旨ご連絡ください）

<送付先>

〒761-8790 香川県高松市郷東町792-9
「新うどん県泊まってかがわ割」事務局配送センター宛

※箱又は封筒に取扱店名を記入してください。

4）各締め日から14日以内に登録口座へ振込

- 事務局にて、書類・利用済みクーポン券を確認後振込処理
- 枚数不一致など不備があった場合は資料の補正や追加提出等に時間を要するため14日以内に振込ができない場合がありますので、予めご了承ください。

3. 新かがわ割クーポン取扱店舗の登録から精算まで

④-4 換金請求について【締め日】

■ 換金請求締め日について

下記のスケジュールに従い、事務局への送付をお願いします。

月末で集計頂き、各月締め日までに送付をお願いします。（各期間1回）

※換金専用封筒の追加発送は受け付けておりません。

クーポン利用日	必要書類	締め日	提出方法
10月利用分 (有効期限が10/11以降開始分)	①換金請求書 ②利用済クーポン	11月10日（木） 当日消印有効	郵送
11月利用分	※専用封筒に必ず 上記 2 点を封入して 送付ください	12月9日（金） 当日消印有効	郵送
12月利用分 (有効期限日が12/28までの分)		2023年 1月10日（火） 当日消印有効	郵送

※利用枚数が多く専用封筒にクーポン券が入りきらない場合は、配達確認ができる方法で封筒と同じ宛先へ着払いにて送付ください。

※最終締め日の翌日以降に発送された換金請求はお受けできません。送り漏れのないようご注意ください。

※期間延長や休止などあった場合は、締め日を変更する場合がございます。

15. Q&A

No.	Q：質問	A：回答
1	クーポン取扱店舗として参加したいと考えていますがいつまで申請できますか。	申請は随時受け付けております。 登録が完了し、クーポンでの精算ができるようになるまで14日程度かかります。
2	全国拡大前から「新うどん県泊まっかがわ割」に参画していましたが、新規で申請が必要でしょうか。	新規に申請・登録していただく必要はございません。事務局から継続参画の意思確認をさせていただきます。不明な点がありましたら事務局までご連絡下さい。
3	クーポン取扱店舗として参加するための条件はありますか。	①うどん県泊まっかがわ割事務局に当事業の参加登録を行い、承認されている施設であること。 ②業種別に定められている感染症対策ガイドラインを遵守していること。 (P5～6参照ください)
4	新規開店した店舗なのでGo Toトラベル事業の地域共通クーポン取扱店舗でないのですがどうしたらよいですか。	GOTOトラベルの登録は現在停止中のため、不要になりました。 今後制度が変わる際には、登録が必要になることがあります。 その際は事務局からお知らせいたします。
5	県外の企業ですが、クーポン取扱店舗として参加できますか。	参加できます。ただし県内の店舗に限り登録(利用)可能です。
6	香川県内に複数店舗を展開していますが、店舗毎に登録申請が必要ですか。	基本的には、各テナント店舗様毎に参加登録いただくことになります。一括での登録をご希望の場合は新うどん県泊まっかがわ割事務局までご連絡ください。
7	大型商業施設の中に入っているテナント店について、登録申請及び精算は商業施設にて一括で行う事は可能でしょうか。	基本的には、各テナント店舗様毎に参加登録いただくことになります。一括での取扱店舗登録及び換金等ご希望の場合は新うどん県泊まっかがわ割事務局までご連絡ください。
8	いつからクーポン券での支払いを開始してよいですか。	事務局にて申請内容を確認後、取扱店舗登録証をメールにて送信、ポスターやステッカーを郵送します。ポスターやステッカーを店舗に掲示次第クーポン券での支払いを開始してください。(掲示してある写真をメールにて事務局まで送信ください)
9	ポスター・ステッカーを掲示した写真はどのように送付すればよいですか。	ポスター・ステッカーを店頭などに掲示したことが分かる写真を新うどん県泊まっかがわ割事務局までメールにて送信ください。 メールアドレス：kagawa-wari.cp@37.tripwari.jp 件名： 店舗名 ポスター等掲示写真の送付
10	ポスターやステッカーの追加が欲しいのですがどうしたらよいですか。	新うどん県泊まっかがわ割事務局へご連絡ください。
11	旅行者は、新かがわ割クーポンをどこで受け取るのでしょうか。	宿泊旅行・日帰り旅行のどちらかによって決まります。 ①宿泊旅行の場合・・・全て宿泊施設にチェックインの際に配布となります。 ②日帰り旅行の場合・・・旅行会社から配布となります。
12	新かがわ割クーポンは何に利用でき、何に利用できませんか。	新かがわ割クーポンは、旅行中における地域での消費を喚起する観点から、幅広い業種・業態を対象とする予定です。利用対象外となるものとしては、換金性の高い金券類、税金の支払い、宝くじ、水道光熱費の支払い等があります。詳細は、「かがわ割クーポン対象外一覧」を御確認下さい。 (P10参照ください)
13	クーポン券を受け取った後必要処理はありますか。	直ちに裏面に利用日と事業所印（店舗印）を押印ください。2次利用を防ぐ為と換金請求時に必須となります。

15. Q&A

No.	Q：質問	A：回答
14	体験学習付宿泊プランを販売しています。宿泊施設としても参画していますが、このプラン総額に対し、宿泊代金割引とは別にクーポンでの支払いを受け付けることはできますか。	宿泊とセットになった体験学習の代金の支払には利用することはできません。
15	旅行者が、持参したクーポン券が破れていますが使えますか。	P 8の偽造防止処理（黄色枠）が判別できた上で券面の面積が5分の4以上残っていれば利用可とします。判断つかない場合は、事務局までご連絡ください。
16	旅行者が、持参したクーポン券が本券と半券が切り離されていますが受け取ってよいですか。（テープでとめている）	受け取らないでください。利用できません。
17	旅行者が、持参したクーポン券に有効期間がないのですが受け取ってよいですか。	受け取らないでください。利用できません。発行店舗（旅行会社又は宿泊施設）へ問い合わせる様ご案内ください。
18	裏面に他店の取扱店舗印があるクーポン券は受け取ってよいですか。	受け取らないでください。2次利用と区別が付きませんので利用できません。
19	既にクーポン券を利用し購入した商品等の返品を求められています。	返金はできません。
20	発行店舗印のないクーポンを受け取ってよいですか。	受け取らないで下さい。 発行店舗に問い合わせるようにご案内下さい。
21	有効期限外のクーポンを受けとってしまった場合はどうしたらよいですか。	無効クーポンになります。換金ができませんので、受け取らないよう、店舗内でも周知をお願いします。
22	いつ換金できますか？	月毎の締め日までに換金請求書類を送付ください。スターターキットに同封してある換金請求書を記入いただき、利用済みクーポン券とともに専用封筒にて送付ください。（P11・12参照）
23	複数月の利用クーポンを一度に換金請求できますか。	換金請求は専門封筒の数に限りがあるため、各機関1回として下さい。
24	換金請求書の記入を間違えてしまいました。どうしたらよいですか。	●公式ホームページの事業者用ページからダウンロードが可能です。 ●回答に訂正が必要な個所には二重線を引いていただき、訂正印を押印して下さい。
25	換金請求書に記入する登録番号はどこにありますか？	取扱店舗毎の番号となり、取扱店舗登録証に載っております。又公式ホームページの店舗情報でも確認できます。
26	2か月分まとめて換金請求をしてもよいですか。	できません。利用月毎の換金となります。配布枚数との確認もありますので利用月毎にて換金請求を送付をお願いします。
27	クーポン券の枚数が多く、専用封筒に入りません。どうしたらよいですか。	着払いにて送付頂く事となりますが、一度新うどん県泊まっかがわ割事務局までご連絡ください。翌月以降の対応を相談させていただきます。
28	換金請求書類を送付したが、予定日を過ぎても入金がない。	新うどん県泊まっかがわ割事務局までご連絡ください。早急に確認します。
29	全国拡大になり、新かがわ割クーポンの使用方で何かが変更になったことはありますか。	全国旅行支援が開始され10/11（火）以降、制度（事業）自体が変更になります。クーポン自体は今までと同じものを使用しますが、有効期限のうち、開始日（左枠）が10/10（月）までまでのクーポンの換金請求は事務局が定める期日までをお願いします。期日を過ぎますと、制度（事業）予算が変わるためお支払いできなくなりますのでご注意ください。 ※10/10（月）までと、10/11（火）以降の有効期限で事業が変更になりますので、ご面倒でも10月の清算は 有効期限のうち、開始日（左枠）を確認いただき、10/10までと10/11以降に分けて 換金請求していただきますようお願いいたします。 不明な点は事務局クーポンチームにお問い合わせ下さい。



験する!

香川でしか出来ない

体験がある。



る!!

香川でしか見られない

感動がある。



べる!!!

香川でしか食べられない

食文化がある。